

令和 6 年

市議会 5 月臨時会議案参考資料

知立市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第38号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する<u>特定個人番号利用事務</u>をいう。</p> <p>(6) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する<u>利用特定個人情報</u>をいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表第1に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる事務及び<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 <u>第2項</u>の規定による<u>特定個人情報の利用ができる</u>場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表第1に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる事務及び<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 <u>前2項</u>の規定による<u>特定個人情報の利用をした</u>場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p>